

平成 2 4 年度第 1 回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日 時 : 平成 2 4 年 6 月 2 6 日 (火) 1 3 時 0 0 分 ~ 1 5 時 0 0 分

2 場 所 : 財団法人 都道府県会館 4 階 4 0 2 号室

3 出席者

委 員 : 平野委員長、関澤副委員長、次郎丸委員、辻本委員、野村委員、河村委員、丸山委員、芳賀委員、湯川委員、高橋委員、岩佐委員、襲田委員、小林委員、安藤委員、志手委員、今井氏 (篠原委員代理)、平野氏 (西村委員代理) 柏木氏 (荒井委員代理)

オブザーバー : 国土交通省住宅局建築指導課 竹村課長補佐
国土交通省鉄道局技術企画課 小池専門官 (秋元課長補佐代理)
厚生労働省老健局高齢者支援課 山口課長補佐
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
田口情報支援専門官

(事 務 局)

消 防 庁 : 高倉審議官、渡邊予防課長、福西予防課長補佐、守谷設備専門官、椎名国際規格対策官、大嶋違反処理対策官、小鍋主幹、竹本設備係長、齋藤企画調整係長、児玉予防係長、松浦事務官、阿部事務官、亀山事務官、岩佐事務官、伊藤事務官、河口事務官、緒方事務官

4 配布資料

検討会次第

<資 料>

- 資料 1 - 1 「平成 2 3 年度第 4 回予防行政のあり方に関する検討会」議事要旨 (案)
- 資料 1 - 2 ① 「ホテル火災対策検討部会」委員名簿
- 資料 1 - 2 ② 福山市ホテル火災の概要
- 資料 1 - 2 ③ 第 1 回福山市建築物査察等適正化対策委員会 (平成 2 4 年 5 月 2 4 日) 資料
- 資料 1 - 2 ④ 3 名以上の死者の発生した火災
- 資料 1 - 2 ⑤ ホテル火災を踏まえた火災予防行政上の課題及び検討方針について
- 資料 1 - 2 ⑥ 今後の検討スケジュールについて
- 資料 1 - 3 ① 福祉施設に係る用途区分の諸課題について
- 資料 1 - 3 ② 用途区分の判定に係るみなし従属規定等の見直しについて
- 資料 1 - 3 ③ 今後の検討スケジュールについて
- 資料 1 - 4 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討事業について
- 参考資料 1 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱
- 参考資料 2 消防法の一部を改正する法律の概要

5 議 事

(1) 前回の議事要旨の確認

資料 1 - 1 「平成 2 3 年度第 4 回予防行政のあり方に関する検討会」議事要旨 (案) に基づき、事務局から説明が行われ、委員から特段の意見はなかった。7 月 4 日 (火) までに修正意見等があれば事務局まで連絡することとされた。

(2) 「ホテル火災対策検討部会」の設置について

資料 1 - 2 ① 「ホテル火災対策検討部会」委員名簿、② 福山市ホテル火災の概要、③ 第 1 回

福山市建築物査察等適正化対策委員会、④3名以上の死者の発生したホテル火災（昭和55年以降）、⑤ホテル火災を踏まえた火災予防行政上の課題及び検討方針について及び⑥今後の検討スケジュールについての各資料に基づき、事務局から説明が行われた。

- ・ 適マーク制度は、違反があるものや不適格なものについては表示マークを付さないという制度であったが、現在も行っているのか。
- 新宿の歌舞伎町火災を踏まえ、防火対象物定期点検報告制度を設け、関係者自らが表示することができる制度を導入している。建築基準法の主な構造等の適合については、考慮されていない状況である。
- ・ 違反処理体制について、現在の消防機関の違反体制で十分なのか。あるいは、もう少し教育を行い、違反の判断や火災発生時の危険性の高さを相手側に十分説明する能力を向上しなければならないのか、ということについて調べてみてはどうか。
- 現在、消防庁で違反是正支援アドバイザー制度や違反是正の事例研究会などの教育等を行っている。教育等の部分については、違反処理の推進方策の中で議論を行いたいと考えている。
- ・ この検討の課題ではないが、既存不適格の中で、建築基準法の中の防火区画、特にたて穴区画は重要だと考える。これを不適格のままではなく、適合させなければいけないと考えるため、ぜひ検討会で議論していただきたい。
- ・ 既存不適格のたて穴区画については、昭和44年の建築基準法の改正で措置されている。現行の建築基準法においては、1㎡でも増築をした場合は残りの既存部分を含めてすべて現行法に適合させるという形で指導等を行っている。
今回、消防庁と一緒にやっている緊急点検の中で、既存不適格として整理されていながら実際は建築基準法違反だったという様な建築物をできる限り把握していきたいと考えている。
- ・ 時間をかけずに検討を行っていただきたい。既存不適格の部分の特にたて穴区画について議論していただきたい。過去の比較的大規模な建物の火災例を見ても、たて穴区画が形成されておらず、多くの方が亡くなっているのは、事例で判明していると理解している。そのようなことも踏まえて、たて穴区画の部分だけは、既存不適格から違反にできるような制度を構築していただきたい。
- 補足であるが、適マーク制度は廃止されているが、ホテル火災対策検討部会の中で、国民に対する情報を知らせていくというあり方なども含めて検討していきたい。

(3) 福祉施設に係る用途区分の諸課題について

資料1-3 ①福祉施設に係る用途区分の諸課題について、②用途区分の判定に係るみなし従属規定等の見直しについて及び③今後の検討スケジュールについての各資料に基づき、事務局から説明が行われた。

- ・ 共同住宅等に災害弱者が施設として入居し、どのような危険性があるのか確認する必要があるのではないか。防火管理関係や消防用設備等の法改正で対応する方が良いのか、あるいは、もう少し他の方法を考えなければならないかということを含めて検討していただきたい。
消防行政としては、火災予防の観点から見て、整理していくべきであり、他省庁の制度にすべてを合わせる必要はないと考える。少し幅広い考え方で検討し、制度を導入しなければ、今後、多くの形態や施設が増えている中で、消防行政に任された使命が対応しきれないと考える。
- 災害弱者等への対応という観点で整理すべきという点については、みなし従属の関係について、今後、実態の調査を進めていくべきというご意見と受け取らせていただく。

- ・ 現在、施設の種類というのは形を変えて増えている状況である。特に、有料老人ホームは、従前までは10人以上という定義が、今は10人以上という定義がない。今後、災害時要援護者というのはどのような定義にするのか。施設の利用形態に応じたグループ化ができるのではないかと考える。
 - また、小規模多機能型居宅介護の施設で、宿泊サービスが常態化しているということであるが、これは小規模多機能も同様に、サービスは常態化している。利用者は毎日変わる可能性もある。その辺を整理されると良いのではないかと考える。
- 小規模多機能や軽費老人ホームなどの短期間の宿泊、または入所しているところについて、ご意見を踏まえ、法令的に整理させていただくような形で今後、法令化に向けて動いていこうと考えている。
- ・ 高齢者福祉施設等については、多くの形態が出てきているのは事実であるが、実際に「お泊まりデイ」を行っている施設がどれくらいあるかという、少ないと考えている。
 - 逆に、独居高齢者の方等が集まるような施設や、区分が実態と違っている施設があると思うので、整理、検討していただきたい。
- 現行法令では、老人福祉法や各種法律に基づいた形で事細かに記載している。老人デイサービス施設というのは、孤独な方を何とかしようという発想があるが、そこでお泊まりされるサービス、特にずっと同じ方が泊まり続けられているケースというのでも出てきているという話も聞いている。そのような施設では、火災予防上の危険性も出てきている。
 - また、高齢者、障がい者の方々を宿泊させる老人短期入所施設についても、いろいろな方々を宿泊させるという実態があり、火災予防の観点から要介護度の高い方が継続的に入所している施設や、いろいろな方々が日替わりで宿泊される施設も危険性が高いと捉えているので、今後、整理をさせていただきたいと考えている。
- ・ 入居者の様態によって施設の規制が変わってくるという話になると、結果的に介護度が重くなる人が入ってくることも想定するのであれば、おそらく6項ハではなく6項ロで行わざるを得ないと判断する事業者が出てきて、結果的には施設全体の規制強化になってしまうのではないかと考える。
 - 現行規定の中でも主として要介護度の高い方が入居・入所している施設に限ったものが6項ロである。有料老人ホームでは、いろいろな方々が入居しているので、有料老人ホームごとで扱いが違っている。1人増えたら6項ロ、1人減ったら6項ハといった問題については、現行法でも問題になっているので、今後、検討していきたいと考える。
- ・ 性能規定化になった場合に共同住宅とかの区別がつかなくなるのではないかと考える。就寝用途という点で見ていくのであれば、例えば、公営住宅等も既に高齢者向け住宅みたいになっている建物もあると思うが、規制をかける対象としての整合性をどのように考えているのか。
 - 6項の対象としては、社会福祉のための事業を行っている施設という考え方のもとでの整理になるので、そういった意味で共同住宅とは異なっている。

(4) 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討事業について

資料4-5「高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討事業について」に基づき、事務局から説明が行われた。

- ・ 病院では不必要だということを以前から発言させていただいている。実際に火災があったときは収拾がつかない可能性がある。災害発生時に一番大事なことは、いかに効率よく安全に避難誘導するかということであって、そのために訓練を行っている。耳の聞こえない人の入院患者は、年間数人ですが、基本的には担当の看護師がすぐに対応するという形で運用している。

また、最初の説明では、欧米の病院で行っているとの説明があったが、資料のデータを見ると、韓国では医療施設と書いてあるが、米国の病院や英国の病院は書いていない。

医師や看護師等に聞いたが、医療関係者はこれを行われたら大変というのが現場の感想である。

- 病院といっても各病室への設置を考えているわけではない。病院には、外来診察の方々も来られるロビーや、会計の場所等もあるので、各病室への義務づけについては、別の問題と考えている。ただし、外来診察の方々も来られる部分には、ある程度配慮してもよいのではないかと事務局としては考えている。今後の実験、検証の中で各病室を検証対象から外す必要はないと考えている。
- ・ 外来診察の方々を使用する部分については賛成する。まず、外来診察の方々を使用する部分でやってみて、そして、病棟という問題はそれから考えればいいのであって、やはりこれは実験する病院を選ぶわけですが、慎重に選び、詳細なデータを集めていただきたいと考える。

(5) その他

参考資料2 消防法一部改正する法律の概要について資料に基づき、事務局から説明が行われた。

以上